

犬山市ブロック塀等 安全対策事業補助金

[犬山市ブロック塀等安全対策事業費補助金]とは？

市内のブロック塀等を撤去する費用
を補助します！

- ※コンクリートブロック、レンガ、大谷石、万代塀などの塀や門柱であること
- ※高さ1.0mを超えるもの
- ※道路に面している部分
- ※申請者が契約する工事であること

- ※市内の事業所等が行う撤去工事であること
- ※1敷地に対して1回のみ
- ※建物の建替えや改修など同時に行うものは対象外
- ※道路後退用地などに基礎等が残らないこと

地震にそなえて
ブロック塀の安全対策を！



対象者

ブロック塀等を撤去しようとする個人又は法人(所有者以外の場合は同意が必要)
ただし、市税等を滞納していないこと

補助内容

撤去費又は延長1mあたり1万円を乗じた額のいずれか少ない額の2/3
1敷地あたり上限20万円を補助

受付開始

平成30年8月8日(水) 午前8時30分～

※6月18日以降に行った撤去工事も対象になりますので
ご相談ください

申込み&問合せ

詳しくはホームページや窓口でご確認ください

市役所 都市計画課 (建築・景観担当) まで

電話 0568-44-0331(ダイヤルイン) FAX 0568-44-0366

E-mail 080100@city.inuyama.lg.jp

(URL) <http://www.city.inuyama.aichi.jp/kurasu/sumai/index.html>

ブロック塀撤去補助に関する注意点

Q. 高さ1.0m未満のものは安全なのか？

A. 1.0m未満だから安全という保障するものではありません。

補助対象とはなりませんが、自己で診断していただき専門家や行政窓口へ相談してください。

Q. ブロック塀等を改修する場合は補助対象ではないのか？

A. 今回の目的は早期の被害軽減、安全性の向上なので、改修は一定の効果は見込まれるが、既存塀の状況などによっては倒壊に対しては明確な有効性が確認できない場合もあります。よって、撤去のみを対象とします。

Q. ブロック部分のみを撤去する場合は補助対象になるか？

A. ブロック部分が残る場合は対象外です。基礎部分のみが残る場合は対象とします。

ただし、道路後退用地の場合は基礎も撤去することが必要です。また、狭あい道路補助金の制度もありますので、すべての撤去を行い、道路後退が完了するよう撤去、新設両方補助対象になるのご活用ください。

Q. 基礎やブロックの一部が土留めを兼ねている場合は撤去が必要か？

A. 内外の高低差が30cm以上の土留め部分は残置しても対象とします。

ただし、道路後退用地は土留め部分の存置は不可とします。

Q. 道路後退用地内や基準を満たさない門・塀などを再度作られたらどうなる？

A. 補助金返還となります。対策としては、交付決定通知書に「道路後退用地等の門・塀などを設置できない場所での門・塀及び建築基準法などの技術基準を満たさない門・塀を新たに設置した場合は、交付決定を取り消す」旨を記載する。

Q. 建物の建替えや改修の時に同時にやる場合は対象か？

A. 今回の補助事業は、大阪北部地震を契機に行う工事を対象にすることから、敷地全体で事業を行う建物の建替えや改修と同時に行うものは対象としない。(改築・改修工事とブロック塀撤去工事の時期がずれて契約が別になっていれば対象とします。)